

令和 8 年度 森林クレジット制度活用促進事業 普及啓発業務
企画提案審査基準

本事業における委託契約の候補者選定に当たっては、選定委員会による審査を行うこととし、審査方法等については次のとおりとする。

1 審査方法等

- (1) 本事業に応募のあった提案については、応募多数の場合は提出された企画提案書を書面審査により 3 者程度を選定し、愛知県が設置する選定委員会において、プレゼンテーションによる審査を行い、受託者を選定する。
- (2) 委員の点数とは別に、社会的価値の実現に資する取組を実施している場合は、評価項目分野ごとに 1 点を配点する（全 5 分野、計 5 点）。
- (3) 各委員の項目ごとに評価した点数と社会的価値の実現に資する取組による点数の合計により決定した応募者の順位によって、最下位を 0 点、順位が一つ上がる毎に 1 点加点し（例えば、3 者が選考の場合、1 位を 2 点、2 位を 1 点、最下位を 0 点）、順位点を付す。
- (4) 各委員の順位点の合計が最も高い者を候補者を選定する。
- (5) 順位点の合計が同点の場合は、選定委員長の判断により、候補者を選定する。
- (6) 応募提案が 1 件しかない場合には、審査による採点の平均点が 28 点以上（満点 55 点）あれば採択基準を満たすものとする。
- (7) 審査による採点の平均点が 28 点未満、あるいは次のいずれかの事項に該当する者を選定する場合は、審査員による協議の上決定する。
 - ア 各審査項目において、一つでも不適切との評価がある場合
 - イ 総合的に見て不十分と審査員から意見が出された場合
 - ウ 委託事業を遂行する能力がないと審査員から意見が出された場合
- (8) 選定委員会は、非公開とし、選定の経過等、選定に関する問合せ及び異議申し立てには応じない。

2 選定委員会における審査

- (1) 提案書に基づく書面審査及び、提案者によるプレゼンテーション（10 分）により行う。
- (2) プレゼンテーションにおいて、パソコン及びプロジェクター等を使用する場合は事前に申し出ること。
- (3) 提案者からの説明終了後に質疑応答を 5 分程度行う。
- (4) プレゼンテーションの日程は、後日通知する。

3 照会等

- (1) 選定に至る過程で、必要に応じ、追加資料を請求する場合がある。
- (2) 応募内容等に不明な点がある場合、県からの電話等により照会を行うことがある。

4 審査区分及び評価方法

- (1) 審査区分は、次のアからウの3区分とし、審査項目は9項目とする。

※「○」印で記載された事項が審査項目。

ア 業務実施体制等について

(ア) 業務の意図・目的の理解

- 業務の意図・目的について理解しているか。

(イ) 業務実施スケジュール

- 実行可能かつ合理的な実施スケジュールとなっているか。

(ウ) 実施体制及び同種業務実績

- 組織体制及び役割分担が的確であり、人員（実務経験、経歴等）は適切に配置されているか。また、県との連絡・調整を円滑に行うことができるなど実効性のある体制となっているか。類似の業務に関する実績が十分にあるか。

イ 業務内容等について

(ア) シミュレーションの手法

- 森林クレジット制度についての深い知見があり、収支の算定因子等は適正に設定の上、収支に反映できるようになっているか。シミュレーションにあたって必要となる数値の変更等の柔軟な対応が可能となっているか。

(イ) 市町村や林業経営体等への伴走支援方法

- 市町村や林業経営体等の個々の森林クレジット制度への理解度に応じたきめ細やかな支援が可能となっているか。森林クレジットの創出にあたって整理・検討すべき事項、留意すべき条件が整理され、適正に支援できるようになっているか。

(ウ) 県内のモデル的な事例となる複数パターンの机上算定因子でのシミュレーション

- 愛知県の地域特性を考慮した算定因子の設定例が提案されているか。損益分岐点の検証等、市町村や林業経営体等が安心して森林クレジットの創出に取り組める目安となるモデルの提示が可能となっているか。

(エ) パンフレットの作成

- 企業の購入意欲を喚起できる内容となっているか。特に、購入企業側の森林クレジット活用のメリットとその具体例について、訴求力の

ある内容となっているか。

(ウ) 創意工夫

- 独自の発想や創意工夫・ノウハウを活用し、業務に関するアピールポイントを示しているか。

ウ 委託業務経費について

- 経費項目及び金額は妥当であるか。

(2) 評価方法は、上記審査項目ごとに下表の配点で評価する。

評価区分	配点
A 優れている	5 点
B やや優れている	4 点
C 普通である	3 点
D やや劣っている	2 点
E 劣っている	1 点
F 不適切である又は評価できる記載がない	0 点

ただし、イ (ア) シミュレーションの手法及び(イ) 市町村や林業経営体等への伴走支援方法についての評価は、下表によるものとする。

評価区分	配点
A 優れている	10 点
B やや優れている	8 点
C 普通である	6 点
D やや劣っている	4 点
E 劣っている	2 点
F 不適切である又は評価できる記載がない	0 点

5 審査対象外の配点

社会的価値の実現に資する取組についての評価は、別紙の基準によるものとする。